

## 外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象外務員が所属する会員名

北辰物産株式会社

#### 2. 処分対象外務員の役職名

F X事業部長

#### 3. 法令等違反行為の概要

F X事業部長は、顧客との間で、当該取引の受託に関して、取引対象通貨、取引の数量、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済すること等について顧客の同意を得ないで定めることができる旨の合意をし（取引一任勘定取引の受託）、顧客名義の口座において取引一任勘定取引を行った。

（約定件数合計1, 255件、売買手数料を含む損失合計約3, 146万円）

その後、貴社は平成20年3月5日、顧客から上記①の取引一任勘定取引により損失が発生したとして当該損失を補てんするよう要求を受け、貴社社長及び常務取締役等は、顧客との間で当該損失の補てんに係る金額・支払時期等に関する交渉を行うなどし、同月28日頃、当該損失補てんの要求を受け入れることとし、顧客に取引損金及び慰謝料等として31, 972, 501円を支払うことを決め、外務員に対して同額を支払うよう指示した。

外務員は、指示に従い、平成20年4月3日、本件一任取引により生じた顧客の損失を補てんするため、顧客に対し自らの出損により31, 972, 501円を支払った。

元F X事業部長の行った行為は、金融商品取引法第31条第4項の変更登録を受けず取引一任勘定取引に係る業務を行い金融商品取引法第29条に違反し（ただし、平成19年9月29日以前の行為については、廃止前の金融先物取引法第76条第3号に違反）、金融商品取引法第39条第1項第3号、金融先物取引業務取扱規則第3条に違反するものであり、当該外務員は金融商品取引法第64条の5第1項第2号に該当すると認められること。

#### 4. 処分内容

外務員の職務停止11週間及び資格停止11週間

以上